



浜野町内会報

No. 458号
浜野町内会
広報部

発行責任者 秋葉光重

第4回町会長会議は書面で決議

令和3年1月9日(土)、第8回役員会において新型コロナウイルス感染拡大により1都3県に非常事態宣言が出され、感染対策として「3密」を避けるため1月23日(土)開催の「第4回町会長会議」は書面による決議としました。集計の結果、全員一致で承認決定しました。

議題

- 一、75歳以上独居高齢者「見守り活動」について
- 二、「浜野会館使用心得」等の一部変更について
- 三、役員推薦委員会の設置について
- 四、町内会活動の一部自粛(中止)について
- ・小学校6年生による節分祭出の豆まき
- ・浜野町内会「新春囲碁・将棋・麻雀大会」
- ・生浜地区合同「防災訓練」中止
- 五、報告・連絡並びに、「意見」「要望タイム

- 一、75歳以上独居高齢者の「見守り活動」に〈福祉部〉
- 1、「高齢者見守り活動」の町会別対象

者数について

★転居やご逝去により2020年2月から13名の減になりました。

2、グループ長(または班長)の具体的な活動

(1) グループ内の町会未加入者を含む独居高齢者(75歳以上)を把握し、暫く見かけない場合や新聞・郵便物が溜まっている場合に訪問し、安否の確認を実施する。(共に2〜3日程度)

(2) 可能であれば、日頃より、定期的に顔合わせする機会をつくる。

(3) 活動内容等の報告は不要。但し、当該人より支援要請等があれば、「町会長↓民生児童委員」へ報告する。

3、町会長の役割

① グループ長・班長などと連携し、本活動が継続・継承できるよう推進する。

② 新旧町会長は次年度体制の中で確実に引き継がれている事を確認する。

《注意1》次年度町会長やグループ長(または班長)が交替しても、着実に見守り活動を継承する。

★コロナ禍でもあり接触時にはマスク着用し、3密回避に細心の注意を払う。

《注意2》見守り対象者に変更があった場合は、今回町会毎に配布している対象者リストに加筆・削除を行ない以下の手順で報告する。

① 報告:「グループ長(又は班長)↓町会長↓区長↓福祉部長」で報告

② 更新:福祉部長が見守り活動データの一式を更新

③ 返送:福祉部長より、各町会に更新後の対象者リストを返送

二、「浜野会館使用心得」等一部変更について〈総務部〉

浜野会館の利用改善を目的として、本年度の役員会で継続して検討を行ってきた結果、「浜野会館使用心得」並びに「浜野会館管理運営規約」を2021年4月1日付けで改定する件について、1月9日の第8回役員会において決議しましたので、以下のとおり報告致します。

1、浜野会館使用心得に関する主な変更点〈要点〉

(1) 使用料について

① 町内会・町会の公式行事・会議等は、無料とする

② 生浜地区地域運営委員会並びに生浜地区連協・社会福祉協議会・避難所運営委員会が使用する場合は、低額使用料とする。

(2) 電話での仮予約受付を追加する

(3) 浜野会館使用心得の改定

① 上記(1)(2)の変更に伴い、様式・内容・記述等を改定

② 感染症防止や避難所に指定された場合の記述等を追加

(4) 関連書式について〈一部変更や追加〉

① 浜野会館使用申込書：電話予約欄追加、書式変更

② 浜野会館使用後「14項目チェック表」：1項目追加

2、新「浜野会館使用心得」別添のとおり

3、浜野会館使用心得の改定に伴う「浜野会館管理運営規約」の改定について

(1) 浜野会館管理運営規約第6条(使用料)につき、以下のとおり改定する。

改定前：会館の使用は全て有料とし、使用料は使用心得に定める。
(9文字削除)

改定後：会館の使用料は使用心得に定める。

(2) 附則に本改定日を追記する。

この規約の一部改定は、令和3年4月1日から実施する。

三、町内会「役員推薦委員会」について(総務部)

令和3年3月31日を以って、区長を除いた「町内会長・副町内会長・会計・各部長・監査」の町内会役員は2年の任期を満了することとなります。よって、町内会会則第12条に基づき、各区長を中心として「役員推薦委員会」を立上げ、役員推薦委員会内規第4条に基づき、9名の推薦委員を選出していただきます。

その後、役員推薦委員会内規第6条に基づき、令和3年2月20日(土)の第5回町会長会議において、推薦委員の承認を受けたのち、推薦委員会として活動していただくこととなります。

※推薦委員は、区長3名(現区長)、各区で互選した町会長3名、各区長が推薦した一般会員3名の計9名で構成。

四、町内会活動の一部自粛(中止)について(総務部)

1、「小学校6年生による節分祭での豆まき」(当初2月3日予定)

諏訪神社節分祭が規模縮小(神事のみによる)となった為、中止。

2、「新春 囲碁・将棋・麻雀大会」(当初2月21日予定)

浜野館では、検温・除菌対応・フェースシールド・透明パーテーションや加湿空気清浄機など、感染症防止の為の仕器備品は準備は

できているが、参加者の大半が高齢者であり、コロナウイルスの脅威に加え寒冷によるインフルエンザ感染が懸念され、安全を最優先した為、中止。

3、生浜地区合同「防災避難訓練」(当初3月7日予定)

生浜地区地域運営委員会で、生浜地区全体の中止が決定した為。

五、報告・連絡並びに、ご意見・ご要望タイム

1、今後の予定
(1) 第5回町会長会議の予定

① 日時 2021年2月20日(土) 19時

② 場所 浜野会館大ホール
★欠席の場合は、副町会長などの代理出席をお願いします。

(2) 各町会での総会の開催

① 日時 2月下旬～3月30日まで
② 内容 会計報告、次年度役員体制、緊急時連絡体制表の更新、高齢者見守り活動の継承、懸案事項・未処理の要望事項等の引継

2、浜野会館に防犯カメラの設置に向けての事前準備等を開始

(1) 要旨：浜野会館の防犯強化並びに会館前を通学路として利用する児童の安全監視の為、千葉市補助金を活用し「防犯カメラの設置」に向け、準備・検討を開始する。

(2) 設置場所
浜野会館前(カメラは4方向を監視できるよう設定) 会館出入口と、左方向・右方向・正面の道路の監視

(3) 正式な提案
4月の定期総会で正式に提案する予定

(設置・保守費用、管理方法等含む)

(4) 付記
① 会館先の道路で車から子供への声掛け事件が発生

② 生浜中学校区で不審者が出没

3、(ご意見・ご要望)
書面決議によるご意見は特にありませんでした。

浜野会館 使用心得

浜野会館使用心得について、次のとおり定める。

1、使用に際しての遵守事項
(1) 浜野会館使用者は、使用にあたって管理人の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

① 使用時間は、9時より22時までとする。

② 浜野会館内では全館禁煙とする。

③ 使用目的以外の使用や、使権の転貸をしてはならない。

④ 会館の玄関鍵は、使用30分前に管理人宅に受け取りに行く。

⑤ 設備・仕器備品等の取扱いに注意し、その保全に努める。

⑥ 机・椅子等を使用の際は、使用前の状態(配置図参照)に戻し収納する。

⑦ 火災予防に万全を期し、火気の取り扱いに特に注意を払う。

⑧ 調理・給湯設備の使用に際しては、

万全の注意をはらう。

- ⑨ 飲食を伴う使用の場合は、器具・什器類の保全及び後片付けを行う。
- ⑩ 近隣の住民に迷惑をかけないこと。特に車の駐車には注意する。
- ⑪ 放送器具は、管理人の許可を得て使用方法を習得して使用する。
- ⑫ 入館時には感染症予防の為、検温・手指消毒をした上で、「密閉・密集・密接」の3密を避け、換気・換気を行い使用する。
- ⑬ 避難場所に指定される場合以外は、宿泊してはならない。
- (2) 使用後、使用責任者は次の事項を厳守しなければならない。
 - ① 使用した部屋や場所の清掃を行う。
 - ② 窓等の鍵は施錠し、再確認を行う。
 - ③ タバコの吸い殻は所定の場所に集め、火が消えていることを確認し、火災発生の危険がないことを十分に確認する。
 - ④ ガスの元栓並びに水道の蛇口は完全に閉める。
 - ⑤ 電気の消し忘れを確認し、エアコン・空気清浄機等のスイッチはすべて切る。
 - ⑥ 玄関ドア(出口)の鍵は、完全に施錠する。
 - ⑦ 鍵施錠後直ちに、管理人に鍵を返却する。
 - ⑧ 「浜野会館使用後のチェック表」を記入し、管理人に提出する。

2、使用申込み並びに、予約取り消しについて

- (1) 使用申込みは、使用希望日の2か月前から3日前までに「浜野会館使用申込書」を館管理人に提出する。

《管理人は、土曜日9時30分〜12時に会館事務所に在室》

- (2) 電話により、事前仮予約を行うことができる。但し、後日、(1)の提出は必須とする。

- (3) 使用申込みが競合した場合は、原則として「町内会公式行事(会議会合等)」を最優先し次に町内会関連諸団体、各町会、町内会員、その他」の使用順で調整する。

- (4) 予約取消しの場合は、使用前日までに管理人に連絡しその理由を伝えなければならない。

この場合の使用料は全額返却する。但し、当日取消しの場合は原則として返却しない。

3、使用料金等について

- (1) 使用料金は次表のとおりとする。

★電気・ガス・水道使用料を含む
使用区分

(A)「使用区分 A」は次のいずれかの場合に適用。

- ① 総会・役員会並びに町会長会議等の町内会公式会議や公式会合
- ② 盆踊り・秋季大祭・体育祭等の実行委員会並びに公式行事や公式会合

< 2時間単位料金 >

(1) 使用料金は次表のとおりとする。

	大ホール	和室10畳	和室8畳	和室8畳	全館
使用区分A	0円	0円	0円	0円	0円
使用区分B	1,500円	500円	500円	500円	3,000円
使用区分C	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円

★電気・ガス・水道使用料を含む

(B)「使用区分 B」は次のいずれかの場合に適用する。

- ① 町内会関連諸団体の公式行事や公式会合
- ② 生浜地区地域運営委員会・連協、社会福祉協議会主催の公式行事や公式会合

③ 生浜地区避難所運営委員会の公式行事

(C)「使用区分 C」は、上記(A)(B)以外の場合に適用する。

- (3) 使用料の支払い

① 使用料は、使用申し込みと同時に全納しなければならない。

② 使用料が無料である「使用区分 A」に該当する使用者は、当日取消しや連絡無しで未使用などの迷惑行為が生じないよう、特段の注意と認識を持ち対応する。

前述の行為があつた場合、使用制限や始末書を要求する場合があります。

4、緊急対応時に関する付記

浜野会館を「災害時の避難所」として開設・使用する場合は、すべてに優先することとし、使用心得は適用せず、避難所運営委員会の指示に準ずることとする。

5、補則

本浜野会館使用心得は、町内会役員会の議決を得なければならない。

6、附則

- 制定 1995年(平成7年) 9月 3日
- 改定 2021年(令和3年) 4月 1日

は ま の

① 浜野会館使用申込書：電話予約欄追加、書式変更

② 浜野会館使用後「14項目チェック表」：1項目追加

2、新「浜野会館使用心得」別添のとおり

3、浜野会館使用心得の改定に伴う「浜野会館管理運営規約」の改定について

(1) 浜野会館管理運営規約第6条(使用料)につき、以下のとおり改定する。

改定前：会館の使用は全て有料とし、使用料は使用心得に定める。
(9文字削除)

改定後：会館の使用料は使用心得に定める。

(2) 附則に本改定日を追記する。

この規約の一部改定は、令和3年4月1日から実施する。

三、町内会「役員推薦委員会」について(総務部)

令和3年3月31日を以って、区長を除いた「町内会長・副町内会長・会計・各部長・監査」の町内会役員は2年の任期を満了することとなります。よって、町内会会則第12条に基づき、各区長を中心として「役員推薦委員会」を立上げ、役員推薦委員会内規第4条に基づき、9名の推薦委員を選出させていただきます。

その後、役員推薦委員会内規第6条に基づき、令和3年2月20日(土)の第5回町会長会議において、推薦委員の承認を受けたのち、推薦委員会として活動していただくこととなります。

※推薦委員は、区長3名(現区長)、各区で互選した町会長3名、各区長が推薦した一般会員3名の計9名で構成。

四、町内会活動の一部自粛(中止)について(総務部)

1、「小学校6年生による節分祭での豆まき」(当初2月3日予定)

諏訪神社節分祭が規模縮小(神事のみによる)となった為、中止。

2、「新春 囲碁・将棋・麻雀大会」(当初2月21日予定)

浜野館では、検温・除菌対応・フェイスシールド・透明パーテーションや加湿空気清浄機など、感染症防止の為の什器備品は準備はできていますが、参加者の大半が高齢者であり、コロナウイルスの脅威に加え寒冷によるインフルエンザ感染が懸念され、安全を最優先した為、中止。

3、生浜地区合同「防災避難訓練」(当初3月7日予定)

生浜地区地域運営委員会で、生浜地区全体の中止が決定した為。

五、報告・連絡並びに、ご意見・ご要望タイム

1、今後の予定
(1) 第5回町会長会議の予定

① 日時 2021年2月20日(土) 19時～

② 場所 浜野会館大ホール

★欠席の場合は、副町会長などの代理出席をお願いします。

(2) 各町会での総会の開催

① 日時 2月下旬～3月30日まで

② 内容 会計報告、次年度役員体制、緊急時連絡体制表の更新、高齢者見守り活動の継承、懸念事項・未処理の要望事項等の引継

2、浜野会館に防犯カメラの設置に向けての事前準備等を開始

(1) 要旨：浜野会館の防犯強化並びに会館前を通学路として利用する児童の安全監視の為、千葉市補助金を活用し「防犯カメラの設置」に向け、準備・検討を開始する。

(2) 設置場所
浜野会館前(カメラは4方向を監視できるように設定) 会館出入口と、左方向・右方向・正面の道路の監視

(3) 正式な提案
4月の定期総会で正式に提案する予定

(設置・保守費用、管理方法等含む)

(4) 付記
① 会館先の道路で車から子供への声掛け事件が発生

② 生浜中学校区で不審者が出没

3、(ご意見・ご要望)
書面決議によるご意見は特に取りませんでした。

浜野会館 使用心得

浜野会館使用心得について、次のとおり定める。

1、使用に際しての遵守事項

(1) 浜野会館使用者は、使用にあたって管理人の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

① 使用時間は、9時より22時までとする。

② 浜野会館内では全館禁煙とする。

③ 使用目的以外の使用や、使権の転貸をしてはならない。

④ 会館の玄関鍵は、使用30分前に管理人宅に受け取りに行く。

⑤ 設備・什器備品等の取扱いに注意し、その保全に努める。

⑥ 机・椅子等を使用の際は、使用前の状態(配置図参照)に戻し収納する。

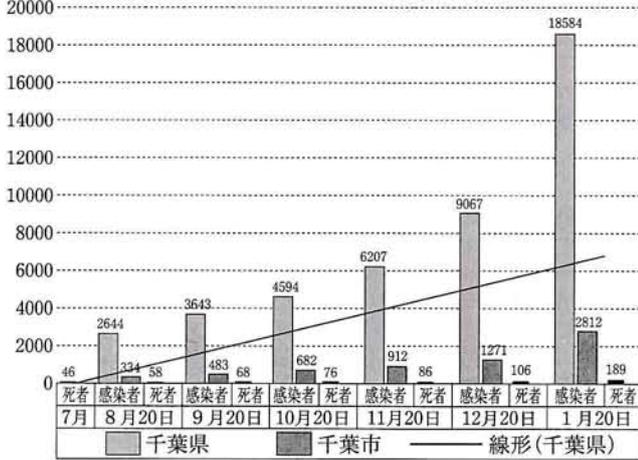
⑦ 火災予防に万全を期し、火気の取り扱いに特に注意を要する。

⑧ 調理・給湯設備の使用に際しては、

新型コロナウイルス感染者

	7月		8月20日		9月20日		10月20日		11月20日		12月20日		1月20日	
	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者
全 国	988	60110	1160	80088	1520	94132	1680	129215	1680	200112	2930	347182	4792	
東 京	327	18607	348	24208	390	29185	437	36778	477	51446	566	89188	754	
千葉県	46	2644	58	3643	68	4594	76	6207	86	9067	106	18584	189	
千葉市		334		483		682		912		1271		2812		

千葉県・市コロナウイルス感染者累計



年末から、年始にかけて新型コロナウイルス感染が急増したことから1月7日(木)1都3県(東京都・千葉・埼玉・神奈川県)に2月7日(日)まで緊急非常事態宣言が出されました。新形コロナウイルスの感染者数は1月20日現在、全国では34万7182人で重傷者は連日1千人を越し、1月間で約2倍となっている。千葉県でも連日400人を越す感染者数で、1か月間で2倍に急増している。

感染は若い世代の感染から家庭感染へ、更に高齢者への感染と拡大しています。感染は空気感染で、マスクを外す機会のある会食には十分注意して下さい。また、不要不急の外出は自粛し、油断せず家庭内でもマスクの着用、小まめにうがい、手洗い消毒をして感染予防をしましょう。

緊急事態宣言発令!

マスクの着用・不要・不急な外出は自粛

お知らせ

諏訪神社「節分祭豆まき」の中止

諏訪神社恒例行事の「節分祭豆まき」は新型コロナウイルス感染拡大の状況から、本年は中止とさせていただきます。

今年は124年ぶりに立春が2月3日になるため今年の節分は2月2日(火)となります。邪気を払い無病息災を願い、3密にならない対策により神事は執り行います。牛年の方でご希望の方は神事にご招待いたします役員まで連絡下さい。

令和3年2月2日(火) 14時~

諏訪神社 社殿

連絡：石橋会長：268-5270

諏訪神社二の午祭の神事

2月15日(月) 11時頃から 《商売繁盛》・《五穀豊穡》を祈念し宮司による神事を行います。

QRコードから新着情報画面が表示されます。



浜野町内会新着情報・千葉県・中央区・全国のニュースYahooやgoogleより「浜野町内会インフォ」と入力し検索
<https://www.chokai.info/hamanocho/>
 「QRコード」からは新着情報画面が表示され、次の内容を確認できます。

第24回浜野町

「グランドゴルフ大会」

第43回生浜西小地区

「家族バレーボール大会」の中止

昨年の6月から新型コロナウイルス感染拡大により延期しておりました「グランドゴルフ大会」並びに、今年2月に開催予定でした「家族バレーボール大会」は感染急増の状況により中止とします。

学校法人畠山学園からのお知らせ

地域の皆様には平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

学校法人畠山学園では「認定ども園はまの幼稚園」を運営していますが、新たに内閣府所管(定員12名)の保育園を開設します。園名は「はまちどり保育園」、生浜西小学校近辺で今年5月開園予定です。地域の皆様よろしくお願いたします。

お問い合わせ先 学校法人 畠山学園

043-261-0725